

重要事項説明書

作成日 令和 年 月 日

1 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団朝菊会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 坂本道男
所在地	福岡県福岡市西区大字徳永字大町911-1
法人の理念	多様な福祉サービスがその利用者様の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者様が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の医療・社会福祉事業を行う。
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設ケアプラザ伊都・ケアプラザ北原(福岡)の運営 介護老人保健施設ヒルトップ池辺(横浜) 居宅介護支援事業所 昭和病院(福岡)の運営
他の介護保険以外の事業	昭和病院(福岡)の運営 昭和歯科医院(福岡)の運営 クリニック池辺(横浜)の運営

2.ホーム概要

ホーム名	グループホーム池辺
ホームの目的	<p>医療法人社団朝菊会は、指定認知症対応型共同生活介護事業を運営するにあたり、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、介護保険法第7条第15項の規定による共同生活住居（以下「グループホーム」という。）において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者様が精神的に安定して健康で明るい生活が送れるよう支援し、利用者様の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
ホームの運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 利用者様一人ひとりの人格とプライバシーを尊重し、利用者様の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者様の心身の状況を踏まえ適切な援助を行う2 利用者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れるよう努めるものとする。3 介護保険法第164条による認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的な共同生活介護とならないよう配慮するものとする。4 グループホームにおける介護に従事する者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為は行ってはならない。6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。7 施設は、利用者様に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者様のご家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。施設は、損害賠償保険に加入し、利用者様に対する介護保険サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。施設は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

ホーム責任者	管理者 石渡 まゆみ
開設年月日	平成16年3月1日
保険事業者指定番号	1473800629
所在地 電話、FAX番号	横浜市都筑区池辺町2218 電話(045)949-3203 Fax(045)949-3204
交通の便	JR横浜線 鴨居駅から徒歩15分 車で5分 横浜市営バス 原庭バス停下車 徒歩1分
敷地概要(権利関係)	地目 宅地 面積 8,406.34㎡ (法人所有地)
建物概要(権利関係)	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積877,45㎡ (法人所有地)
居室の概要	2ユニット18室(ベッド、床頭台、収納) ルームエアコン、ナースコール、火災報知器、スプリンクラー 共聴アンテナ
共用施設の概要	トイレ8ヶ所、台所、洗面所、食堂兼談話室、浴室、洗濯室
緊急対応方法	併設診療所のクリニック池辺が24時間体制で入所者の健康管理等 のバックアップをしている。
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知器等防災設備を設置 非常口6箇所
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3.職員体制(主たる職員)

ばら(2階)

職員の職種	員数 (人)	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				認知症管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員	"
看護師	1				1	看護師	
介護従事者	8	4	1	3		介護福祉士 常勤職員のうち 3名、非常勤2名	

ゆり(3階)

職員の職種	員数 (人)	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				認知症管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員	"
看護師	1				1	看護師	
介護従事者	8	4	1	3		介護福祉士 常勤職員のうち 5名、非常勤1名	

4.勤務体制

昼間の勤務	6人(うち早出 7:30~16:30 2人・日勤8:30~17:30 2人・ 遅出 9:30~18:30 2人)
夜間の体制	2人 宿直・夜勤の別:夜勤

5.利用状況

利用者数	1ユニット定員9人(ユニット数:2) 総定員 18人
要介護度別	要支援2:0 要介護度1:8 要介護度2:6 要介護度3:4 要介護度4:0 要介護度5:0

6.ホーム利用にあたっての留意事項

- ① 面会・外出はいつでも自由にできます。
- ② 犬・猫等のペットは施設の管理上飼うことはできません。

7.サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替え介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に定めて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となります。 ただし、入居後30日に限り初期加算として1日32円が加算されます。(1日32円×30日=960円)
保険対象外サービス	下記に掲げる保険対象外サービスについては、実費負担となります。 料金改定にあたっては、理由を付して事前に連絡します。
居室の提供(家賃)	1ヶ月 34,070円
食事の提供	食事は朝・昼・夕の三食を提供し、おやつ代を含み1ヶ月27,000円
水道光熱費	翌月より実費精算となります。 1ヶ月 27,000円
共益費	建物維持管理修繕積立費 1ヶ月20,000円
個人消耗品の費用	理美容代・おむつ代・利用者様もしくはご家族の希望による嗜好品等は実費負担です。

グループホーム池辺 利用料金表

要介護度	介護費(1割分)	食材費	水道光熱費	家賃	共益費	合計
要支援2	24,087	27,000	27,000	34,070	20,000	132,157
1	24,217					132,287
2	25,342					133,412
3	26,114					134,184
4	26,629					134,699
5	27,176					135,246

8.協力医療機関

協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

併設医療機関名 医療法人社団朝菊会 クリニック池辺

診療科目 内科・消化器科・肛門科・リハビリテーション科

協力病院名 昭和大学藤が丘病院

診療科目 脳神経外科、整形外科、内科、循環器科、消化器科

協力病院名 医療法人社団緑成会 横浜総合病院

診療科目 脳神経外科、整形外科、内科、循環器科、消化器科

協力病院名 横浜新都市脳神経外科病院

診療科目 脳神経外科・整形外科・内科

協力歯科医療機関

名称 デンタルサポート株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンD棟17F

診療科目 歯科

9. 苦情相談について

利用者様からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を別紙(参考様式6)に記載

医療法人社団朝菊会グループホーム池辺苦情解決要綱

1 目的

医療法人社団朝菊会が運営する施設の入居者様(利用者様)が、心の安らぎと潤いのある生活を通して健やかで明るい生活を営むため、苦情解決の体制を整備するもの。

- ① 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者様の満足感を高めるとともに虐待等の防止策を講じ、利用者様の権利を擁護し、利用者様が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援する。
- ② 利用者様の苦情を密室化することなく、本要綱の定めに従い解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者に対する信頼と適正性の確保を図る。

2 苦情解決体制

苦情解決体制として、苦情相談担当者、苦情相談副担当者をおく。

3 職務

① 苦情相談担当者

苦情相談担当者は施設の管理者とし、その職務は、職員の中から苦情相談副担当者を選任し、苦情相談副担当者からの苦情の内容、利用者様の意向等の報告を受け、その改善についての解決及び必要に応じ、検討会の開催を決定する。

② 苦情相談副担当者

施設の苦情相談副担当者は、サービス利用者様が苦情の申し出をしやすい環境を整え以下の職務を行う

ア 利用者様からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者様の意向等の確認と記録

ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情相談担当者への報告

5 苦情解決の手順

① 利用者様への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情相談担当者は、利用者に対して、苦情相談担当者、苦情相談副担当者の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

② 苦情の受付

ア 苦情相談副担当者は、利用者様等からの苦情を随時受け付ける。

イ 苦情相談副担当者は、利用者様からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。

i 苦情の内容

ii 苦情申出人の希望等

ウ 苦情申出人と苦情相談担当者との話し合いによる解決を図る。

③ 苦情受付の報告・確認

ア 苦情相談副担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情相談担当者に報告する。

イ 苦情相談担当者は検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする。

(苦情申出人に謝罪にいく等)

ウ 投書など匿名の苦情については、苦情相談担当者に報告し、必要な対応を行う。

エ 苦情の内容によっては、関係機関(市区町村、国保連合、保健所、福祉事務所等)に報告を行う。

④ 苦情解決に向けての話し合い

苦情相談担当者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

6 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

① 苦情相談副担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。

② 苦情相談副担当者は、一定期間ごとに苦情解決結果について苦情相談担当者に報告し必要な助言を受ける。

③ 苦情相談担当者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人に対して一定期間経過後、報告する。

④ 苦情相談担当者は、必ず処理結果等を職員全員に対し、朝礼等で報告すると共に、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促す。

⑤ 記録を保管し、研修会の際に活用する等再発を防ぐために役立てる。

7 解決結果の公表

利用者様によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため個人情報に関するものを除き「事業報告書」等実績を掲載し、公表する。

8 実施時期

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

①事業所窓口

(担当者) 医療法人社団朝菊会「グループホーム池辺」

相談担当(管理者) 石渡 まゆみ

(副任) 赤祖父 一人

(電話番号) 045-949-3203 FAX 045-949-3204

②市町村窓口

横浜市健康福祉局介護事業指導課

(電話番号) 045-671-3461

都筑区役所高齢・障害支援課

(電話番号) 045-948-2314

③神奈川県国民健康保険団体連合会窓口

介護保険課介護苦情班
(電話番号) 045-329-3447

●その他参考事項

利用者様の人権とプライバシーを尊重し、日常業務の中で利用者様が健やかで潤いのある日常生活を目指すとともに、介護従事者と調理をするなど家庭的な雰囲気を醸成し、認知症の進行を穏やかにするなど施設の目的達成に努める。

また、質の高い施設サービスの提供を心がけることを確認し、職員の資質向上及び自己研鑽に努めるため、研修等積極的に参加することとする。